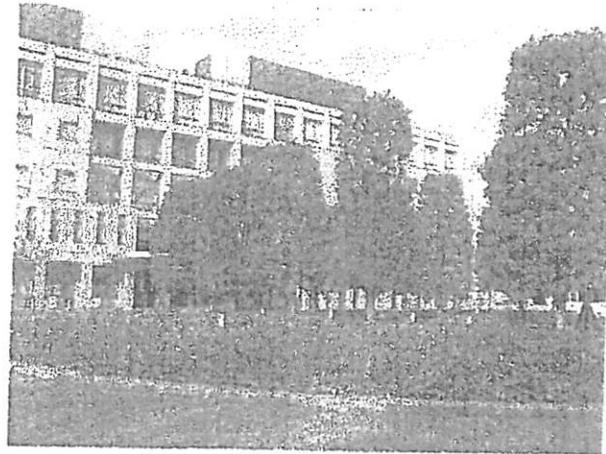


| 所長 | 局長 | 次長 | 課長 | 課補 長佐 | 係長 | 係員 | 所付 |
|----|----|----|----|----------|----|----|----|
| △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |

| 決区 | 裁分 |
|----|----|
| | 丁 |



修習生活へのオリエンテーション



平成 17 年 4 月

司 法 研 修 所

| |
|-------------------|
| 印刷部数 2000 部 |
| 平成 16 年 12 月 24 日 |
| (資料課資料係) |
| 印刷会社 星野印刷(株) |

は し が き

この「修習生活へのオリエンテーション」は、司法修習生としての基本的な心構えや、修習生活におけるルール等を説明したもので
す。

この冊子をよく読み、内容を十分理解するとともに、これから
の修習生活においても、常に手元に置き、折に触れて読み返し、修習
生活に役立ててください。

平成17年4月

司法研修所事務局長

目 次

司法修習生としての心構え 1

・修習の目的 1
・修習に対する基本的态度 1
・社会人としての司法修習生 2

司法修習生の身分等 3

・国家公務員に準じた取扱い 3
・司法修習生に対する監督 4

考試について 5

修習生活におけるルール 6

・司法修習生の義務等 6
 修習専念義務 6
 兼業・兼職の禁止 6
 秘密の保持 8
 非違行為等 9
・欠席について 9
 出勤を要する日の場合 10
 自由研究日の場合 10

| | |
|-------------|----|
| 夏期自由研究日 | 10 |
| 欠席と修習終了の関係 | 10 |
| 欠席と正当な理由 | 11 |
| 承認を得ない欠席 | 13 |
| ・ 旅 行 | 14 |
| 国内旅行 | 14 |
| 外国旅行 | 14 |
| 旅行と欠席 | 15 |
| 健康管理 | 16 |
| 修習生活におけるマナー | 17 |

司法修習生としての心構え

修習の目的

「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」（司法修習生に関する規則4条）

修習に対する基本的態度

司法研修所は、「法曹」というプロフェッショナルを養成する唯一の機関です。法曹は、国民の権利義務に直接かかわる重要な仕事に携わる者であり、法律的能力と人格・職業倫理の双方について高度なものが求められます。したがって、そのような法曹に至る道程には、相応の厳しさが要求されるのは当然です。

司法試験に合格したからといって、直ちにプロの法律家として通用するものではなく、これから司法修習を受けるのに必要な最低限度の法律知識を有することが認められたにすぎません。

司法修習生の修習は、法曹としていずれの道を選ぶこともできるよう、法律実務についての一定水準の知識と技能、さらに法曹としての職業意識と倫理観を身につけることを目的としています。現在のカリキュラムは、この目的が実現できるように長い間の経験を踏まえて編成されており、各教科ともその基本を理解させ、修得させることに主眼が置かれています。しかし、法曹に必要な知識、技能等を身につけることは必ずしも容易ではなく、司法修習生に対し

では、単に与えられたものを消化するというだけの受動的態度でなく、自らを鍛磨するという能動的態度が求められています。

社会人としての司法修習生

司法修習生は、社会人としての一般常識、マナーを守ることは当然ですが、将来法曹として責任のある立場に立つ者として、国民からはそれ以上のものを期待されています。国民は、司法修習生について優れた社会人たるべき者として高い期待を持っているだけに、良識を欠く言動やマナーに対しては厳しい批判の目を向けています。

司法修習生は、若年層の者が多く、社会人としての経験を持つ人も比較的少ないと言ってよいと思いますが、軽率な行動について「まだ学生気分が抜けていない。」などという甘えた言い訳は到底社会から容認されません。バスの中でのけんそう等による他の乗客への迷惑、寮に備付けの自転車の乗り捨て、研修所周辺道路上の違法駐車などについて、近隣住民から苦情が寄せられることがあります、これらは、本来、司法修習生の行動としては論外と言うべきであり、ごく一部の者の行為とはいえ、毎年そのような苦情が後を絶たないのは誠に残念です。

3ページに記載するように、司法修習生には、国家公務員に準じた身分が与えられ、給与が支給されますが、それは、司法修習生に対する国民の期待の現れであり、その期待を裏切るような行動をとることのないよう肝に銘じてください。

司法修習生の身分等

国家公務員に準じた取扱い

司法修習生は採用と同時に実務修習地の地方裁判所に配属されます。そして、その身分は公務員ではありませんが、給与、規律その他の身分関係については、国家公務員に準じた取扱いを受けます。それらは、裁判所法、規則及び規程に定められており、司法修習生便覧に次のとおり記載されていますので、参照してください。

※司法修習生便覧参照表

- 司法修習生に関する規則（21ページ）
- 司法修習生の給与に関する規則（23ページ）
- 司法修習生の規律等に関する規程（24ページ）
- 司法修習生に関する規則第6条の運用について（28ページ）
- 司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について（30ページ）

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受けます。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分（考試において合否留保となったことによる修習延長の期間等）については、この限りではありません（裁判所法67条2項）。

なお、一般職の国家公務員に準じて、扶養手当、調整手当、住居

手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当の支給を受けます。

また、司法修習生は、修習のため通常必要な期間中について、國家公務員共済組合法の適用を受け、毎月一定額の掛金を負担し、療養費、出産費その他の所定の給付を受ける資格を取得します。

司法修習生に対する監督

司法修習生は、その修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服するとともに、実務修習期間中は、さらに、その配属地の地方裁判所長、検事正又は弁護士会長の監督を受けます（司法修習生に関する規則1条、8条）。

なお、司法修習生を監督する司法研修所長は、最高裁判所長官の監督下にあり（裁判所法56条2項）、実務修習序会の長の監督権は、最高裁判所の委託に由来する（司法修習生に関する規則8条）ことから、監督権は、最終的には、司法修習生の任免権を有する最高裁判所に帰属することになります。

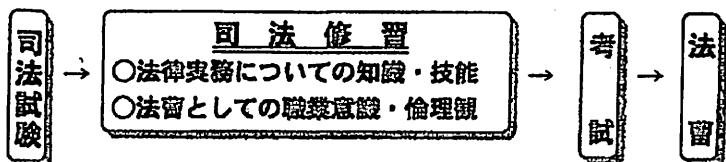
司法修習生の身分等

- 國家公務員に準じた身分
- 司法研修所長等の監督

考試について

「考試」は、二回試験とも呼ばれており、法曹資格の取得に必要な国家試験として、最高裁判所長官を委員長とする司法修習生考試委員会によって行われているものであって、司法研修所の卒業試験ではありません（裁判所法 67条1項、司法修習生に関する規則12条）。

考試において不可の科目があった場合は、司法修習生考試委員会において、不可となつた科目の数等を考慮して、合否の決定が留保され追試験を実施することになる「合否留保」、又は追試受験が認められない「不合格」のいずれかに決定されます（「不合格」と決定された場合は、司法修習生に関する規則18条3号の罷免事由「成績不良で修習の見込みがないとき」に当たるかどうかが問題になります。）。



修習生活におけるルール

司法修習生の義務等

◇修習専念義務

司法修習生は、修習期間中において、修習に専念すべき義務があります。

これは、司法修習が、法曹養成に必須の課程として、国が多大な人的、物的資源を投入して運営しているものであることや、高度に専門的な修習内容を定められた期間内に修得するためには、これに全力を投入してもらう必要があることなどから導かれるものです。

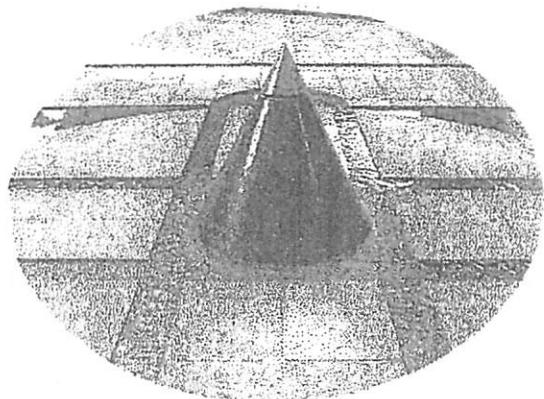
このような観点から、司法修習生は、国民に対し、法の支配の立派な扱い手となるよう修習に専念すべき義務を負うことになります。

◇兼業・兼職の禁止

司法修習生は、修習専念義務を負うことから、「最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない」（司法修習生に関する規則2条）とされ、また、それ以外の場合においても、「司法研修所長の許可を受けなければ、修習に支障を生ずる虞のある学業その他の業務に就くことができない」（司法修習生の規律等に関する規程8条1項）ものとされています。

家庭教師や司法試験の受験指導を行うことなどは、この兼業又は兼職の禁止に該当し、原則として許可されません。許可を得ない兼業・兼職は、後述の非違行為となりますので、注意してください。

なお、司法修習生の出身大学が運営する受験指導については、報酬を伴う場合は許可されませんが、無報酬で行う場合には、修習に支障を来さないことを条件に容認され、従事する期間及び内容等を書面により事前に届け出て修習に支障がないことの確認を受けることになっています。



◇秘密の保持

司法修習生は、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはいけません（司法修習生に関する規則3条）。

司法修習生は、個人のプライバシーに深くかかわる具体的な事件等を素材として、法律実務を学ぶことから、裁判官、検察官又は弁護士が守秘義務を負うのと同様に、当然に秘密を守らなければなりません。特に、実務修習においては、実務修習地の裁判所、検察庁、弁護士会でそれぞれ実際に具体的な事件を取り扱いますから、係属事件等に関する秘密の保持には十分注意する必要があります。事件記録そのものについてはもちろんですが、事件に関する電子データや、パソコンそのものについても、紛失や盗難により外部に流出しないよう厳重に管理しなければなりません。また、一般人はもちろんのこと、たとえ他の修習生（メーリングリストへの投稿なども含む。）と話す場合であっても、常に自分の話そうとするが守秘義務に反するものでないかを意識する必要がありますし、特に、一般人に聞かれるような場所（例えば、エレベータや電車やバスの中など）で、事件関係のことを不用意に話すことがないように注意しなければなりません。

司法修習生の義務等

- 修習専念義務
- 兼業・兼職の禁止
- 守秘義務

◇非違行為等

司法修習生には、社会一般のルールの遵守はもとより、修習生として遵守すべき規律があります。交通違反や交通事故、修習の無断欠席、未承認の外国旅行、無許可の兼業・兼職等の行為があった場合には、非違行為として注意又は罷免の処分を受けることがあります。

法の支配の担い手である法曹を目指す司法修習生の規律の保持については、国民の司法修習生に対する信頼と期待にこたえられるよう、いやしくも国民一般の非難を受けるようなことのないよう、一層気を引き締めてください。規律違反があった場合は、厳格に対処せざるを得ませんが、その必要がないよう、皆さんが規律を厳守し、修習に専念することを期待します。

欠席について

国家公務員については、年次休暇、病気休暇等の休暇が認められていますが、司法修習生については、休暇という概念がありません。これは、司法修習というものが労働の提供と本質的に異なっており、他人によって代替することができないことに由来するものです。このため、「司法修習生に関する規則第6条の運用について」の記1に掲げてある「土、日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで」の日以外の日に修習できない場合には、原則として、欠席として取り扱われことになります。

◇出勤を要する日の場合

カリキュラム上、出勤を要するとされている日に出勤しないときは、修習ができないものとして、欠席として取り扱われます。

◇自由研究日の場合

「自由研究日」は、出勤を要しない日であり、病気その他この日に修習できない事情があるときを除いて欠席として取り扱われません。

自由研究日は、司法修習生の自主性を尊重して定められたものですから、自らの自覚と責任において修習の実を挙げるために使うべき日であり、休暇ではありません。

なお、「自宅起案日」は、当該起案を所定の日に提出する限り、自由研究日と同様に取り扱われます。

◇夏期自由研究日

司法修習生に対しては、夏季期間中、数日間の夏期自由研究日が与えられます。裁判所では、夏季期間に一定期間休廷することがあります。司法修習生には前述のとおり休暇という概念はありませんので、実務修習期間中に配属裁判部が休廷期間に入ったとしても、その期間、司法修習生に休暇が与えられるということはありません。このことは、検察庁や弁護士会で実務修習を受ける場合でも同様です。

◇欠席と修習終了の関係

司法修習生がその修習を終了し、法曹資格を取得するためには、最高裁判所が定めた一定期間の修習を欠落なく終了すること及び考

試に合格することが必要です（裁判所法67条1項）。したがって、1日でも欠席したときは、本来、この修習期間に欠落を生じ、前者の要件を充足することができず、ひいては考試を受ける資格を欠くものとされ、所定の修習期間に修習を終えることができないことがあります。

しかし、このとおりとすると、酷な事態が生ずることから、司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった70日以内の期間は、これを修習した期間とみなすこととしています（司法修習生に関する規則6条）。ただし、前述した土曜、日曜、祝日等については、この70日以内の期間に含まれません。

したがって、正当な理由のある場合であっても、欠席の日数が70日を超えた場合は、修習期間に欠落を生じることになります。

◇欠席と正当な理由

修習を欠席する場合には、事前に承認を受けなければなりません。欠席は、「正当な理由」によるものでなければ、承認されませんが、「正当な理由」の有無は、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」18条及び19条の規定に準じて、その都度司法研修所長又は実務修習会の長が判断することになります（「司法修習生に関する規則第6条の運用について」の記3）。

※どのような場合に「正当な理由」があると認められるか。

(前提) 欠席を必要とする事由の程度と修習に影響を及ぼす支障の程度とを比較考量してその都度判断されます。

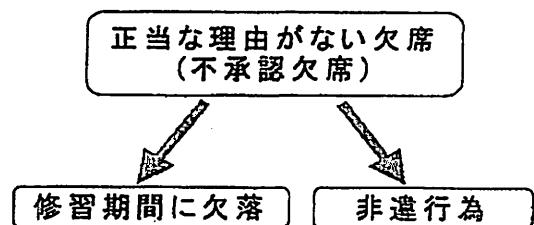
- 負傷又は疾病のため療養する必要があり、修習しないことがやむを得ないと認められる場合
- 選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡、交通機関の事故その他の特別の事由により修習しないことがやむを得ないと認められる場合（その他特別の事由は、国家公務員の特別休暇の例による。）
- その他欠席を必要とする事由があり、かつ、修習に著しい支障がないと認められる場合
- ④ 欠席を必要とする事由は同一であっても、前期及び後期の修習中の欠席並びに実務修習のうち、講義、社会修習その他の合同修習の日及び家庭裁判所における修習の日の欠席は、他の日の修習によってこれを補うことが困難であることから、それ以外の日の欠席と比較して修習に著しい支障があると判断される場合が多くなります。
- ④ 実務修習中の弁護士事務所訪問等の就職活動のための欠席については、相当性が認められる場合に限り、全実務修習期間を通じて合計1週間程度までは認められています。
- ④ 自由研究日の欠席については、司法修習生が自らの責任において代替措置を探ることが可能なので、特別の事情がない限り、正当な理由があると判断されることになります。

◇承認を得ない欠席

欠席する場合は、「欠席承認願」により、事前に承認を得るのが原則です。ただし、緊急かつやむを得ない場合（急病等）には、事後に承認を得ることになりますが、この場合には、速やかに電話等による連絡が必要になります。すなわち、連絡があるまでは無断欠席として非違行為の対象にもなる状態になっていることに留意してください。

したがって、遅刻や欠席の連絡は、単なるマナーの問題ではないことに注意してください。

欠席に正当な理由がないとして承認が得られなかった場合には、前述のとおり修習期間に欠落を生じ、同期生と同時に修習を終えることができないことになります。承認を得られない欠席は、そのこと自体が規律違反として、非違行為となるほか、更にこのような重大な結果をもたらすことになります。



旅 行

◇国内旅行

司法修習生が、宿泊を要する国内旅行をしようとするときは、あらかじめ司法研修所長に届け出なければなりません（司法修習生の規律等に関する規程4条1項）。実務修習中は、届出は、裁判所、検察庁又は弁護士会の長に対して行うことになります。

なお、司法研修所における修習期間中の国内旅行の場合は、司法研修所を中心とする半径50キロメートルの地域外への宿泊を伴う移動について、旅行届を要するものとされています（「司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について」の記1）。

◇外国旅行

司法修習生が、外国旅行をしようとするときは、事前に司法研修所長の承認を得なければなりません（司法修習生の規律等に関する規程4条2項）。

なお、夏期自由研究日、年末年始の休暇とそれに接続する自由研究日を利用する場合には、1週間程度の外国旅行が認められており、この期間を除く実務修習期間中には、新婚旅行に限り、修習に著しい支障のない範囲で1週間程度の外国旅行が認められています。

外国旅行を計画するに当たっては、万が一にも、修習日までに帰国することができないという事態が起こらないように余裕を持った日程を組むことが大切です。また、承認を得るための申請書は、少なくとも出発日の1月前までには提出するようしてください。

◇旅行と欠席

旅行が、土、日、祝日、12月29日から翌年1月3日までの日以外の日（自由研究日を含む。）に掛かる場合には、旅行届又は外国旅行承認のほかに、欠席の承認を得る必要があります。

旅行のために出勤できない場合には、出勤を要する日の欠席とされるだけでなく、旅行期間中に含まれる自由研究日も欠席とされます（「司法修習生に関する規則第6条の運用について」の記4）。これは、司法研修所であると実務修習所であるとを問わず、修習は定められた修習地で行われるべきものと予定されているので、この定められた修習地を離れることにより、予定された修習の枠組みを外れることになるからです。ただし、旅行期間のうち、出発の日又は帰着の日が自由研究日である場合は、その日は欠席として取り扱われません（「司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について」の記3）。

健康管 理

司法研修所及び実務修習地における修習生活は、今までと異なった生活環境であり、また、これから新たな修習生活を送る過程で、様々な問題や状況に出会うこともあります。健全で、快適な日々を過ごしていくためには、心身ともに健康であることが肝要です。

ところで、司法研修所内には診療所が設けられており、実務修習地の裁判所や検察庁にも庁によっては診療施設が設けられていますので、当該施設のルールに従って利用することができます。しかし、自分の健康管理は自分自身で行うことが基本ですから、適度の睡眠と休養を取り、過度の飲酒を避け、適度の運動をするなど、日常的に自ら健康を維持し、増進する心構えが必要です。

また、修習生活を送る上でメンタル・ヘルスの問題にも留意する必要があります。司法研修所では前期修習及び後期修習期間中に専門家によるカウンセリングを行っていますが、実務修習地では、そのような態勢が必ずしも十分に整備されていない場合もあります。そのような場合でも、悩みを自分独りで抱え込まずに、実務修習会の指導担当者や司法研修所の教官に相談するようにしてみてください。

修習生活におけるマナー

将来法曹となるべき司法修習生に対しては、一般の社会人に求められる以上の良識的な行動が求められることは2ページで述べたとおりですが、円滑な修習生活を送る上で、司法修習生が守らなければならぬルールや心掛けるべきマナーにも十分留意してください。特に、修習期間中は集団生活が基本になるので、常にそのことを忘れず、お互いに快適に修習ができるよう心掛ける必要があります。

したがって、例えば、寮や研修所構内でのけんそうにわたる行為、寮や教室に設置してある共用物の私的利用など、他の司法修習生の迷惑になるような行動は慎み、また、貸与資料の紛失（破損、汚損）や各種提出物の提出期限超過など、事務担当者に無用な負担を掛けることがないように心掛けることが大切です。

また、司法修習が、司法研修所、裁判所、検察庁、弁護士会及びその他の関係機関等の多くの教官、指導担当者及び職員の努力や協力によって支えられていることを忘れず、これらの人々に対して感謝の気持ちをもって接するようしてください。